

特集《知財関係者の自叙伝》

裁判官として17年間、学者として 28年間の知的財産との係わり

早稲田大学名誉教授
日本工業所有権法学会理事長
早稲田大学知的財産法制研究所顧問

高林 龍



要 約

本稿は、2023年3月末をもって早稲田大学法学部を70歳で定年退職するに至るまで、17年間裁判官としてその後28年間学者として知的財産にかかわって来た経験を、その時々にかかわってきた人達や、関与した判決あるいは大学における教育・研究活動といった視点から語るものである。一介の者がその人生を語るには面はゆいものではあるが、随分長く知的財産にかかわって来た者の人生とは、現代人から見れば歴史回覧談のようなものでもあろうから、知的財産法の進展をひとりの私人が語ったものとして、お読み頂ければと思っている。

目次

1. はじめに
2. 裁判官としての17年間
3. 学者としての28年間
4. おわりに

1. はじめに

私は今年（2023年）3月をもって28年間務めた早稲田大学を70歳で定年退職した。その28年間は知的財産法を専門とする学者として教育、研究に携わってきた。早稲田でもにも知的財産法に関わった専任教員の先生方としては、土井輝生先生、木棚照一先生、渋谷達紀先生、上野達弘先生、ラードマツハ・クリストフ先生がいるし、その他多くの客員教授や非常勤講師の先生方の協力も得て、早稲田大学を知的財産法研究の一大拠点に育てたとの自負がある。また、1995年に早稲田大学に赴任する前は、17年間裁判官として勤務したが、その内の8年間は東京地裁民事29部（工業所有権部）と最高裁判所調査官として知的財産関係訴訟に係わり、東京地裁民事29部では合議体メンバーとして牧野利秋先生や飯村敏明先生らと、最高裁判所調査官の同僚として三村量一先生らとともに仕事をしてきた。

本稿は、私が裁判官としてまた学者として知的財産とどのように係わってきたのかを、人との交流を含めて語ってみようというものである。

2. 裁判官としての17年間

2.1 東京地裁民事29部配属以前

私は1952年12月に宮崎県宮崎市の青島（折生迫）で生まれた。私の父は裁判官であり宮崎地裁に赴任するに際して、市内にある裁判官官舎ではなく、当時は宮崎市まで通勤するのも大変であった青島になぜ家を借りたのか不思議だが、当時の青島は1960年代後半から新婚旅行のメッカとなる以前であって、牧歌的な観光地に過ぎなかった。

その後、父は東京地裁、鹿児島地裁、東京地裁（その間、単身でドイツに1年間在外研究）、旭川地裁、東京地裁、大阪地裁、東京地裁と異動し、私は父と共に引っ越して、小学校は6回、中学校は3回転校している。現代の若者は転勤を嫌う者も多いが、私は子供の頃、数年ごとに引っ越しするのは嫌ではなかった。引っ越しの際に汽車に乗れるのも嬉しく、碌に読めない時刻表に夢中になって、乗る列車を親に提案してみたりした。7歳のとき鹿児

鳥取から気動車準急「ひかり」(キハ55)に乗った感激は今でも忘れられず、三つ子の魂百までで、私は今でも乗り鉄で、何時間鉄道に乗っても全く苦にならない。昨年(2022年)は、旭川から稚内まで6時間宗谷本線の各駅停車の運転席後ろに立ちっぱなしで旅して、帰宅後家族には呆れられたが、その列車には同好の士が他に2人もおり、どこにでも乗り鉄はいるものだと実感した次第である。なお、4歳から7歳までは鹿兒島だったが、4歳のときに当時2歳だった妻と知り合い、以来相思相愛(?)で私23歳、妻21歳の時に結婚したという、おとぎ話みたいな秘話もある。

その後全寮制の高校を経て1972年に早稲田大学法学部に入学した。入学当初は語学にも力を入れようとドイツ語を第一外国語とするクラスに入ったが、途中で司法試験を目指すことにしたため語学は捨ててしまい、現在ではドイツ語は全くできない。学部生の頃に語学を捨ててしまったことは、後に学者になった自分にとっては残念なことだったと今では思っている。なお、ドイツ語を第一外国語として選択し、そのまま学者を志して大成した者として憲法の水島朝穂早稲田大学教授がいる。

大学4年生のときに司法試験に合格し、1976年の学部卒業と同時に第30期司法修習生となり、その年に妻と結婚した。その1年前に婚約した際には、いつ司法試験に合格できるか見当もつかない状態であったので、よくも婚約し、よく親も許してくれたものだと、今となっては若者の無謀な決断力には脱帽である。

1978年に2年間の司法修習を終えて東京地裁民事18部の左陪席判事補となった。東京地裁民事18部は通常部であるが、合議体の事件としては国家賠償事件や医療過誤損害賠償事件あるいは当時多かった騒音被害の賠償請求事件などがあり、新任判事補のやる気を引き出すのに相応しいポジションといえた。裁判長としてお仕えした方のひとりである並木茂判事は「生きた要件事実」といわれる元司法研修所教官であって、お酒を飲まない方であったため、勤務時間後に喫茶店でコーヒー一杯で2時間以上、何度も要件事実の分類を徹底的に叩き込まれた。また、その頃の庁舎は2か部一緒の部屋で、隣の民事17部の右陪席は、その後知財高裁所長や早稲田大学教授になった塚原朋一判事であって、以来長い付き合いが続いている。

1981年から2年間は那覇地裁で民事合議事件の左陪席と、那覇家裁や沖縄支部、石垣支部などへの填補をした。特筆すべきは、二人目の所長として赴任した秋吉稔弘元東京地裁民事29部(工業所有権部)の部長が、判事や職員を相手に知的財産法講義を毎月行ったことである。当時、那覇地裁に知的財産関係訴訟に関わったことのある者や関心のある者は誰もいなかったため、当時の那覇地裁民事部の福井厚士部長から、一人も裁判官が参加しないのはみっともないので、是非参加してくれと頼まれて、私自身、大学はもちろん、新任判事補時代にも知的財産法に触れたことも関心もなかったが、致し方なく一貫してただ一人の裁判官として毎回参加せざるを得ないこととなった。一人目の所長は石田穰一さんと、有名な鉄道好き、旅行好きであったため、当時の沖縄の離島便にすべて乗り、すべてのビーチで泳ぐことをモットーとしており、私も影響されて、旅行を楽しんでいたため、二人目の所長のがらりと変わった方針には戸惑ったが、結果的にはこの知的財産法連続講義を受けていたことが後に役に立つことになった。

2.2 東京地裁民事29部

1983年4月に東京地裁民事29部(工業所有権部)に異動した。当時、私の父(高林克己)は東京高裁第18民事部(工業所有権部)の総括をしていた。当時の暗黙の人事運用としては、親子が裁判官の場合、親が高裁の刑事部総括ならば子は同じ地裁ならば民事部に配属され、子が書いた判決を控訴審で親が審理担当することはないようにしているといわれていた。私は、新任以来民事事件ばかり担当しており、東京地裁に戻ったとしても民事事件を担当したかったが、父は東京高裁の工業所有権専門部の総括であり、控訴審としても地裁の工業所有権関係事件の一審判決以外の民事判決を審理担当することはないので、私が東京地裁への異動を希望しても民事部に配属されるのには何ら問題がないと考えていたが、東京地裁の工業所有権専門部に配属されることはないと思っていた。しかし、この予想は見事に外れた。なぜ、私が地裁の工業所有権部に配属されることになったのかは未だに謎である。東京地裁民事29部の総括は牧野利秋さんと、以前父が東京地裁民事29部総括をやっていた際の陪席であったこともあり、皆、私のことを結構扱い難かったのではあるまいか。

当時の民事29部に総括は一人で、合議体は2つあったが、私は牧野利秋裁判長、飯村敏明右陪席、左陪席が私の合議体に属した。私は那覇から知的財産法の素人として着任した左陪席であり、飯村さんは札幌から知的財産法を多少扱った経験のある右陪席として着任したが、同時に右陪席と左陪席が交代した牧野裁判長は苦勞が多かったのではないと思う。特に、当時は知的財産関係訴訟が新聞の一面トップを飾るようになった最初の頃であり、私が着任する直前の1982年12月のコンピュータ・プログラムを著作権の保護対象と認めたスペース・インベーダー Part II 事件（無体裁集14・3・796）判決は、わが国はもちろん欧米諸国においても大きな注目を集めていた。当時の合議体における事務分配は、右陪席と左陪席には同数の事件が配転され、左陪席主任事件、右陪席主任事件とされていたので、私が主任となる事件は、基本的に私が起案して、裁判長がチェックし、相陪席はよほどのことがないと主任と裁判長の事件処理に異論を差しはさむことはしなかった。

私は前述のように、法学部では司法試験受験にウェイトを置いていたので、司法試験科目ではない知的財産法は受講もしていないし、関心も全くなかったし、その後の修習生や東京地裁での民事部合議体左陪席や那覇地裁での民事部合議体左陪席でももちろん知的財産法に触れるような事件を担当したこともなく、唯一前述の秋吉稔弘那覇地裁所長の知的財産法講義をいやいや受講したことがある程度で、知的財産法は基礎からの理解が全く不足していた。そうであるのに私が赴任した1983年4月の段階では、前合議体の構成でほぼ審理が終了して終結間近でかつ、私が主任として起案しなければならない事件として、大きなものとしてはパックマン事件（1984・9・28判決・無体裁集16・3・676）とラコステ事件（1984・12・7判決・無体裁集16・3・760）があった。パックマン事件は、プログラムが著作権として保護されるとのスペース・インベーダー Part II 事件判決の後において、これを実行した場合の影像が映画の著作物として保護されるか否かが問われた事件であるし、ラコステ事件は商標真正商品の並行輸入が許されるか否かが問われた事件である。そもそも、当時は現在と違い、著作権法の基本書も圧倒的に不足していたし、商標法分野も同様であるばかりか、基本問題ではなく、先端で争われている事象について論じた論文もほとんどないといってもよい状況にあった。パックマン事件であれば、そもそもプログラムを実行した場合にどのような機序で影像が映し出されるのか、特許庁から派遣されてきた調査官がひと夏かけて、プログラムからやっとなつの画像が導かれることが実証できたといってお報告してきたことを、今でもはっきりと思い出す。法律家も技術者も皆が、未知の分野に踏み込むように検討を重ねた。また、ラコステ事件であれば、典型的な商標真正商品の並行輸入を認めたパーカー事件大阪地裁判決（1970・2・27無体裁集2・1・71）はあるものの、品質の同一性や商標の同一性、出所源の同一性において、典型的な事件とは異なる場面での並行輸入の許否が問われた事案であり、欧州等で問題の指摘はされているものの、わが国では正面からこのような問題を扱った論考はない状況であった。そこに、知的財産法の基礎から学ばなくてはならない者が切り込んでいったのは、今から思っても、無謀なチャレンジというほかなかったろう。私はその後も知的財産をめぐるいろいろな場面で難問に直面したが、この2件を処理した時ほどに、必死に勉強したことはないと言い切ることができる。

2. 3 最高裁判所調査官

3年間東京地裁民事29部で知的財産関係訴訟を担当したのち1986年から1990年まで4年間は松山地裁で民事合議事件の右陪席と民事単独事件を担当した。松山は気候温暖で住みやすく、事件数も少なすぎず、多すぎずであり、初めて民事単独事件を担当し、市井の者同士の民事紛争を和解に導くことができ、偶然、大街道（松山の商店街）で当事者双方に会って、「その節はありがとうございました」などと深々とお辞儀をされて、民事裁判官としてのやり甲斐を感じたり、人の感情がぶつかりあう離婚訴訟事件を担当して、双方の言い分に耳を傾けて、最善の解決策に頭を悩ませたりした。また、松山も民事2か部が同じ部屋で、もう一か部の総括は、その後知財高裁の総括となった山下和明さんであった。山下和明さんは、当時は知的財産関係訴訟とは縁がなかったと思うが、英語のほかドイツ語も堪能で、伊方原発訴訟や玉串訴訟等大型の難件を誠実に処理しながらも、毎昼休みには裁判所内にあったコートで必ずテニスをやるといったテニス狂で、謹厳実直でパワフルな方であった。

その後1990年に最高裁判所調査官となった。牧歌的な松山から、要塞のような最高裁に勤務し、また当時は六本木にあった公務員住宅に引っ越したので、戸惑いも多かった。官舎の窓からは高速道路がすぐそこで、渋滞して

いとトラックの運転手と顔があうこともある。しかし、家族と住んでみると、意外に近辺に自然が残っていたりして、次第に住めば都と思うようになった。裁判所調査官というと超忙しくなるだろうと、官舎の一室を最初は家族立ち入り禁止の書斎としたが、結局、仕事はすべて裁判所で処理することにしたので、書斎はいつの間にか子供の遊び部屋へ変貌した。

裁判所調査官としては、最初の3年間は塩月秀平さんと、その後の2年間は三村量一さんと二人体制で知的財産関係の上告事件を担当したが、あくまで民事担当調査官であって、知的財産関係事件が一件配転されると、一般民事事件が3件分と評価され（のちに2件と評価されるように変更された）るが、事件数でいうならば一般民事事件の方を多数処理していた。事件は14名の最高裁判事（長官は原則的に小法廷の審理は担当しない）に小法廷ごとに順番に配転され、各調査官にも順番に配転されるが、調査官は裁判官より人数が多いので、事件ごと裁判官と調査官の組み合わせは変わることになり、一人の調査官は14名の裁判官と個別に対応することになる。担当する事件のうちで口頭弁論を開く必要があるなどの重要案件は、主任裁判官と担当調査官が事前に事案の検討を重ねたうえで、小法廷の他の裁判官との審議（合議）に臨むことになる。最高裁判事といえども知的財産関係訴訟を扱った経験のない方もいるので、事案や法律を分かり易く説明するのはなかなか難しいが、この経験は、後に学者になって学生に知的財産法を講義したり、教科書を執筆したりする際には大いに役に立った。また、それまでの私は合議や会同の場で、積極的に発言するタイプではなかったが、調査官は難件については知的財産関係訴訟も含めて全民事・行政調査官で研究会を開催して、常に各調査官の意見を聴取していた。この研究会に参加して何も発言しないということは、何も考えていない無能な者だと思われる。そこで当初は、緊張して自分の意見を述べてみたが、述べてみるとその度にある程度評価されたので、以後は積極的に自分の意見を述べるようになった。これも後に学者になった際には大いに役立った経験である。

私が担当した知的財産関係訴訟で民集（最高裁判所民事判例集）登載判例は少なく、特許としてはクリップ事件（1991・3・19民集45・3・209）、高速旋回バレル研磨法事件（1992・4・28民集46・4・245）、磁気治療器事件（1995・3・7民集49・3・944）、商標としてはSEIKO EYE事件（1993・9・10民集47・7・5009）である（そのほか一般民事事件の民集登載判例も2件ある）が、いずれも審決取消訴訟案件であり、原審の東京高裁専門部の判決を破棄した事案であって、いずれもが思い出深い。私は裁判所調査官として赴任した時点では、最も若い調査官であり、任官後10年で判事となって間がなかったし、知的財産関係訴訟は東京地裁専門部で3年間侵害訴訟を担当した経験はあるが、東京高裁を専属管轄とする審決取消訴訟は全く担当したことがなかった。そのような新参者が、東京高裁の老練な専門部の裁判官が判決した事件を上告審で扱い、それも破棄するとの調査報告書を提出して、判決の下書きをするのは、ある意味で勇気のいることだった。

たとえば、クリップ事件は、そのわずか10日ほど前に言い渡されたリパーゼ事件（1991・3・11民集45・3・123）が発明の要旨認定は特許請求の範囲の記載に基づいて行われるべきであると判示し、ある意味で物議を醸したが、クリップ事件は発明の詳細な説明の記載を参酌して発明の要旨を認定すべきであるとして、原判決を破棄した事案である。リパーゼ事件は塩月さんが担当しており、私が担当していたクリップ事件とは小法廷も異なるが、このクリップ事件の解釈を巡っては、リパーゼ事件との整合性の点で、言い渡し直後から疑問が呈されることもあった。もちろん私は今でもクリップ事件は正しく、リパーゼ事件の誤解されやすい判示を是正するといった側面もあったと自負している。

また、高速旋回バレル研磨法事件は、審決取消判決の拘束力について正面から最高裁が取り上げたものとして、現在に至るまでその射程をめぐって議論が尽きない。実は、この事件で進歩性なしとした審決を取消した前々審決取消確定判決の裁判長は私の父（高林克己）であった。この判決に沿って進歩性なしとはいえないとした再度の審決を今度は取り消した前審決取消判決を、前々審決取消確定判決の拘束力違反であるとして上告審で破棄したのが高速旋回バレル研磨法事件最高裁判決である。この判決を批判する声の中には、高林調査官が父の判決のリベンジを図ったなどと、軽蔑すべき、とんでもないことをいうものもあった。審判と審決取消訴訟間を行き来する事案の迅速な解決を図ったものとして、その後の審決取消訴訟の運用にも大きな影響を与えた注目すべき判決であるとも自負している。

磁気治療器事件は、私が1995年4月から早稲田大学助教授に就任する3週間ほど前に言い渡されたものである。発明者が複数の場合、出願や拒絶査定不服審判請求は特許法の規定に沿って全発明者が共同で行わなければならないが、審決取消訴訟も全員で提訴しなければならない固有必要的共同訴訟であるか否かが問われた事案である。当時、中山信弘東京大学教授が保存行為として一人でも提訴できるとの説を唱えており勢いを得ていたが、私は固有必要的共同訴訟とすべきであるとの調査報告書を提出していた。第三小法廷で審議が重ねられたが、最後に園部逸夫裁判官が、「それでは高林教授説を採用しましょう」と発言してくれたのは、学者としてスタートする直前であったため、力強いはなむけの言葉として、感激したものである。なおその後パチンコ装置事件（2002・3・25民集56・3・574）が特許権の共有の場合には共有者の一人が保存行為として無効審判の審決取消訴訟を提起することができるとの判断を示し、出願段階と権利化後とで訴訟形態が異なることの正否について、議論が盛り上がることも多い。

なお、私が担当した一般民事事件で民集登載判例は2件であるが、民集登載ではないが、記憶に残った事件としてスキー事故事件（1995・3・10判時1526・99）がある。この事件は磁気治療器事件と同様に私が早稲田大学助教授に就任する3週間ほど前に言い渡されたものである。私は旭川での小学校4年生以来、毎冬スキーをするのを楽しみにしている。腕前は中級程度であるが、この事件の原審札幌高裁判決を読んだときは驚いた。スキー場では許された危険があり、中級者としてルールに則って滑っていれば、衝突が回避できなくとも仕方がないといった類の判示であった。スキー場では、道路を歩く歩行者や自転車に乗る者と同様に、いやそれ以上に危険を伴うことから、前方を注視して滑るべき義務があることは当然であって、前方に人がいることが現認できたのならば、回避すべきであり、回避できないような技術やスピードで滑ってはならない。それなのに回避できなくとも仕方がなかったとは、この裁判官はスキーをしたことがないのかと、怒りさえ覚えた。こんな野獣の王国みたいなスキー場はあってはならないだろう。周囲を十分に注意しつつ、己の技能に合わせて、楽しくかつスリリングにスキーは楽しみたいものである。

3. 学者としての28年間

3.1 若手教授時代、米国での在外研究

裁判所調査官としての任期は5年であるが、あと2年ほど任期を残していたある日、突然に全く面識のない早稲田大学法学部の人事担当者から、早稲田大学の教授にならないかという晴天の霹靂のような一本の電話を受けた。当時私は調査官として油の乗り切った頃であったので、調査官を辞して大学教授になるなどおよそ想定外であったので、断ったが、前任の知的財産法担当教授の定年退職までまだ余裕があるので、2、3年待つので検討して欲しいかということであった。その後、2年ほど経って、いよいよ調査官の任期も終える頃となり、自分のこれからの人生をあれこれと考えた。私の父は65歳で東京高裁の総括を最後に定年退職後、72歳まで城西大学の教授となっていたので、父に相談したところ、65歳から教授になっても教授としての研究や教育を十分にすることはできないから、教授になるのなら42歳の今がよいとしながらも、自分も65歳の定年まで裁判官をやってきて裁判官としての仕事のやり甲斐も感じていただろうから、どちらが良いとはアドバイスせず、ただ、「幸運の女神には後ろ髪がない」と、いずれを選択するにしても、後悔しないようにとだけ言われた。今でこそ法科大学院ができたので、裁判官を辞して教授になる者もいるが、当時、40歳ほどの裁判官が退官して大学教授になった例はほとんどなかったので、この決断も私にとっては崖から飛び降りるようなものであった。

1995年4月に42歳で早稲田大学法学部助教授になった。当時は、法学部で国際私法と知的財産法を担当していたのは土井輝生先生であったが、私は早稲田大学に赴任するまで殆ど土井先生と面識はなかったし、着任後ほどなく土井先生は70歳で定年退職されたので、私は、着任当初から、特許、著作権、意匠、商標、不正競争防止法等の知的財産法のすべてを扱う学部生用の講義のほか法学演習（知的財産法ゼミ）と学部一年生用の導入ゼミを担当したが、今から考えると授業負担は軽く、年俸は減ったが時給は増えたなどと豪語する余裕があった。その一年後には早稲田大学法学部教授に昇任し、1997年9月から2000年3月まで2年半、ワシントンD.C.のジョージ・ワシントン大学で在外研究をした。これらの期間は私の学者としての助走期間といえるだろう。17年間裁判官とし

て勤務し、その内8年間は知的財産関係訴訟に裁判官としてあるいは調査官として仕事をしてきたが、この経験と知的財産法を全く知らない若い学生を相手に講義するのは全く別物であることは、初回の講義時に実感した。この経緯は標準特許法初版あとがきに書いたとおりである。

そして、米国在外研究から帰国して間がない頃に、有斐閣から特許法の教科書の執筆依頼があった。2000年段階では、私は未だ教授としての授業経験も浅く、何故に私を指名して特許法の教科書執筆依頼があったのか不明であるが、在外研究後に腰を据えて知的財産法講義のレジュメを作ろうと意気込んでいた頃でもあったので、このレジュメを充実させて教科書として出版できるか否かが確認できるまで待つて欲しいと頼んだ。有斐閣は吉藤幸朔先生の名著「特許法概説」を出版しているが、吉藤先生がお亡くなりになったため、特許法の新しい教科書執筆者を探していたとのことだが、私が指名され、それも2年間も執筆の猶予を与えてくれたことには言葉で表せないほどに感謝している。そして2002年12月18日に私の標準特許法初版が発行された。

3. 2 21世紀COE、グローバルCOEと早稲田大学知的財産法制研究センター（RCLIP）の設立

その後の早稲田大学での知的財産法関係の研究に大きな役割を果たしたのが、2003年から2008年までの文部科学省の21世紀COE（Center Of Excellence）とその後継で2008年から2013年までのグローバルCOEプログラムである。この2つのCOEプログラムは法学部の上村達男教授を拠点リーダーとして、企業関係法の分野の企画として採択されたものであるが、知的財産法もひとつの分野と位置付けられ、私はその分野として早稲田大学知的財産法制研究センター（RCLIP：Research Center for the Legal System of Intellectual Property）を設立して、欧米やアジア諸国の裁判官や学者等の多くの知財関係者とネットワークを構築して、頻繁に知的財産関係の無料の公開シンポジウムを主催したり、非英語圏諸国（中国、台湾、インドネシア、ベトナム、タイ）の知財判例英訳データベースなどを作成して公開したりした。たとえば当時のベトナムでは判決は紙版しかなく、それも統計が取られていないので、知的財産関係の判決の探索自体が大変に困難であり、かつこれを分類したうえで英訳してデータベース化する苦労は並大抵のものではなかった。このRCLIP（アールクリップ）とのネーミングは、当時、竹中俊子先生が主宰していたシアトルのワシントン大学のCASRIP（キャスリップ）の名称を参考にして、意味だけでなく発音なども参酌して皆で頭を悩ませた結果採用した、思い出深いものである。なおその一環として竹中俊子先生と協力して、日本の知的財産関係判例を英訳してデータベース化する作業も行ったが、COE終了後にはこれを最高裁判所に承継して、現在の日本の知的財産判例英訳データベースの基礎となっている。これらの研究活動の成果はCOE紀要である「企業と法創造」誌や、2005年から継続的に刊行されている「知財年報」誌（商事法務）、「年報知的財産法」誌（日本評論社：2011年からタイトルと出版社を変更）などに掲載されているので適宜参照されたい。

現在もRCLIPとしての活動は継続しているが、日本語名称を早稲田大学知的財産法制研究所とするプロジェクト研究所となっている。COE企画の一環だった際には潤沢な活動費があったが、現在はその10分の1以下の予算規模となっており、活動継続には苦労も多い。

なお、早稲田大学における知的財産法の研究・教育を担当する専任教員としては2003年に渋谷達紀先生を東京都立大学からお迎えし（2011年に70歳で定年退職）、2013年には立教大学から上野達弘先生が、さらにラードマッハ・クリストフ先生が加わってくれたし、その間、国際私法の専任教員として知的財産法も研究対象としていた木棚照一先生（2012年に70歳で定年退職）にも常にご協力を頂いていた。

3. 3 知的財産法教育の充実

（1）大学院法学研究科での社会人用知的財産法課題の開始

早稲田大学の法学研究科は、法科大学院設立前は法学部を卒業後に司法試験を目指す者も多く受け入れていたが、その後は純粋に学者を志す者や、海外からの留学生がメインとなり、院生も減少傾向にあった。しかし、たとえば知的財産法分野であれば、社会人として知的財産を扱っている者も多く、いったん社会人となった者が大学院に戻ってきて、実務的な経験を活かしつつ理論的な研究を求めるニーズもある。そこで、私が在外研究から帰国直

後の2001年には、大学院の修士課程に社会人用特定課題「知的財産紛争と法」を設置し、2年間で社会人院生も修士号が取得できる途を拓いた。予想どおりに、社会人からの応募者は多く、当初は研究者志向の院生や留学生と社会人院生が共に学べるか危惧する者もいたが、結果的には理論面と実務面さらには比較法の視点からの指摘の相乗効果で研究が活発化することが実感できた。この社会人用特定課題で修士号を取得した者の中には、さらに博士課程に進学して法学博士号を取得して、専任教員となった者として、安藤和宏東洋大学教授、小川明子山口大学教授、足立勝追手門学院大学教授がいる。

(2) 大学院法務研究科（法科大学院）での知的財産法教育

2004年には大学院法務研究科（法科大学院）が設置された。私は設置に先立つ設立準備委員会段階から、裁判実務を知る教員として係わり、文部科学省の方針に従い、望ましい法科大学院の設立と、その中で将来知的財産関係の法曹となる者のための教育スキームの構築を検討した。当初の法科大学院構想は、司法研修所を廃止して、司法研修所で行う教育も法科大学院の教育の一環としようとか、法学部を廃止して、法学的素養を求めない米国流の法科大学院にしようとか様々な方向性が検討されたが、早稲田は司法試験予備校的な法科大学院ではなく、原則3年間法律を学ぶ法学未修者を主眼とする法科大学院として、基本六法だけではなく、将来法曹となった際に役立つ周辺法も学び、さらにはリーガルクリニック等の社会貢献的な活動もするといった高い理想を掲げていた。そのような構想に従い、知的財産の分野でも、特許や著作権法といった司法試験科目ばかりではなく、商標・不正競争防止法や、紛争処理法、国際知財法、比較知財法やエクスターンシップといった直接司法試験とは関わらない講義も多数展開し、多くの外部講師に授業の負担をお願いした。このような早稲田大学法科大学院で知的財産法を選択し、今や知的財産の専門弁護士となっている者も多い。

しかし、このような理想的な構想ではあったが、いわゆる司法試験予備校的に2年間基本六法中心に教育する法科大学院が当然のことながら司法試験の合格率高く、司法試験合格を第一の目的とする志願者にとっては早稲田大学法科大学院に進む魅力が乏しいため、結果的に司法試験合格率がますます低くなるといった負のスパイラルに陥ってしまった。その結果、早稲田大学としても基本六法中心、2年間で法律を学ぶ既修者を主眼とする構造に変化せざるを得なくなった。この傾向は、今年度（2023年度）から、司法試験が現役生から受けられることとなり、法学部3年、法科大学院2年の合計5年間で司法試験に合格できる制度と改革されたことにより、より拍車がかかっている。さらには法科大学院を経由せずとも司法試験受験を可能とする予備試験受験生も増大しており、これでは何のために理想的な法科大学院構想を練ったのか、暗澹たる気持ちになってしまう。

とはいえ、現在でも早稲田大学の法科大学院では、司法試験科目ではない、知的財産紛争処理法等の講義をも受講しつつ司法試験に合格し、知的財産専門の法曹の道に進む者も多く育っている。彼らの奮闘を祈るばかりである。

(3) 大学院法学研究科での知的財産法 LL.M. コースの設立

基本六法中心の講義内容への法科大学院のカリキュラム変更に伴い、特許法や著作権法といった司法試験科目以外の知的財産関係科目の受講生が減少傾向にあったことや、短期間で集中的に知的財産法を大学院で学びたいという社会人からの要請があることもあり、2018年に大学院法学研究科に1年間で社会人が修士（先端法学）号を所得できる知的財産法 LL.M. コースを設置し、法科大学院の院生と LL.M. の院生が一緒に知的財産関係科目を受講できるようにした。前述の社会人用特定課題は2年間で、知的財産法以外の科目も履修して修士論文を仕上げる必要があるが、LL.M. は1年間知的財産関係科目のみを履修して修士論文（リサーチ・ペーパー）を仕上げることになる知的財産法の集中講座である。これまでの LL.M. 受講生は弁護士、弁理士、企業内での知財担当者や、出版社や TV 局勤務者等多彩であり、講義は LL.M. 生のみが受講可能なもの、法科大学院生と共に受講するもの、法学研究科院生（学者志向の者や留学生）と共に受講するものがある。たとえば、法科大学院生と共に受講する紛争処理法では、法曹を志す法科大学院生と、既に法曹である弁護士や弁理士等がチームを組んで模擬裁判をやったりするので、互いに刺激しあって相乗効果で議論が活発化している。また、知的財産法 LL.M. は1年の短期知的財産法専門の社会人用リカレント教育と位置付けられており、修了後に博士課程に進んで学者になろうとする院生は想

定していなかったが、すでに2名が博士課程に進むといった予想外の成果も挙げている。

結局、早稲田大学大学院では、知的財産を学びたいという院生で、学者志向の者や留学生、法曹を志す者、社会人でじっくり2年間勉強したい者、社会人で1年間知的財産法を集中的に勉強したい者のそれぞれのニーズに答えられる体制が整ったということができる。

3. 4 学外での知的財産にかかわる活動

以下では、学外での知的財産にかかわる活動について簡単に触れておく。

(1) 日本工業所有権法学会、著作権法学会

日本工業所有権法学会と著作権法学会には学者になって直ぐに入会したが、2002年に早稲田大学大隈大講堂で工業所有権法学会の研究会総会を実施した。その頃は21世紀COEの企画として知的財産関係の国際シンポジウムを数多く主催するようになる直前段階であり、初夏の6月に当時はエアコンの設備のない大隈大講堂に多数の者を集める学会開催の下支えをするのには苦勞をした。この経験はその後の21世紀COE等で数多くの国際シンポジウムを企画実行するための予行演習として、大いに役立った。そしてこの工業所有権法学会研究会総会開催のための苦勞が評価されたのか、その翌年の2003年に学会理事となり、翌2004年からは常務理事となり、学会年報誌の編集を担当し、2015年からは理事長をしている。そして、私が70歳を迎える2022年度の研究会総会をコロナ禍も一段落したとして、6月に早稲田大学において久しぶりに対面（ハイフレックス方式採用）で開催できたのは、巡りあわせというべく、感慨深い。なお、著作権法学会では2018年から今年（2023年）5月まで理事をしていた。

(2) 日本弁理士会中央知的財産研究所での研究活動など

日本弁理士会中央知的財産研究所では2002年以来、継続的に研究部会の主任研究員として、主に特許分野の研究を継続してきた。その成果は、研究会ごとに公開フォーラムで発表したり、別冊パテント誌に登載したりしている。

そのほか、2016年には産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会の委員長として立法に一時関わったことがある。その時は小宮義則特許庁長官で、非常にパワフルで政策立案でもぐいぐいと人を引っ張っていく人間的魅力に満ちた人物であったが、わずか1年で特許庁を去り、それと同時に私も1年余で委員長を辞することになった。総じて私の研究活動や学外活動は、政策立案といった政治的な調整的な側面ではなく、知的財産法の解釈の理論的な分析と、その理論的分析が、勝つべき者が勝ち、負けるべき者が負けるといった法の正義に則った実務の運用に資することに主眼があったように思う。知的財産法特に特許法はビジネス法であり、経済原則に則った合理的な解釈や運用が必要であることはもちろんであるが、法である限り、その究極の目的は法の正義に基づいた紛争両当事者間の衡平の地点の探索である。これは私が17年間裁判官として、またその後28年間学者として知的財産法に係わってきて獲得した信念のようなものである。

4. おわりに

一介の者が自分の人生を語るのには面はゆいものである。このような記事を読んでもくれる人がいるのか、読んでくれる人に何かインパクトを与えられるのか、心配しながら執筆した。私は今年（2023年）4月から特許法律事務所弁護士として働くことになった。2年間司法修習生、17年間裁判官、28年間学者として過ごしてきた、今度は全く異なる弁護士として働くことは、私にとって新たなチャレンジであるが、長い人生をそれぞれ別の側面から知的財産法に係わりをもって過ごせることは、幸せなことだと思う。これまで、ある意味では意固地に自分の立場を主張することが許されてきた私が、弁護士としてやっていけるのか不安もあるし、不安に思う方々もいるかも知れないが、これまでもいろいろな不安や困難を乗り越えてきたのだから、何とかなるだろうと、楽観的に構えてもいる。きっと、私の知的財産法との係わり方は、どのような立場になろうとも変わらないだろう。大丈夫かな（笑）。

以上

（原稿受領 2023.4.13）